

岡山理科大学研究データポリシー

(前文)

岡山理科大学（以下「本大学」という。）は、学則第1条に「学術の理論及び応用を研究教授するとともに、豊かな人間性と創造的知性を備えた人材を育成して、学術文化の向上と社会の発展に寄与する」ことを大学の目的として掲げている。本大学は、この目的を実現するための研究活動で得られた研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進によって社会に貢献するため、岡山理科大学研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を定める。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーにおいて「研究データ」とは、本大学における研究活動の過程で本大学研究者（以下「研究者」という。）によって収集又は生成された情報をいう。

(研究者の定義)

2. 本ポリシーにおいて「研究者」とは、本大学の教職員、学生、研究員など、本大学の研究活動に携わる全ての者をいう。

(原則)

3. 本大学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認める。

(研究データの管理)

4. 研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って研究データを管理しなければならない。

(研究データの公開)

5. 本大学および研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

(研究データの管理、公開及び利活用の支援)

6. 本大学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整える。

(その他)

7. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則（令和7年6月25日 第3回大学協議会）

このポリシーは、令和7年6月25日から施行する。